

社援保発 0331 第 10 号
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「被保護者家計改善支援事業の実施について」の一部改正について

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）の一部が、本年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援保 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、本年 4 月 1 日から施行することとしたので通知する。

○「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援保 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後	現行
<p>社 援 保 発 03 30 第 12 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 最終改正社 援 保 発 0331 第 10 号 <u>令 和 7 年 3 月 3 1 日</u></p>	<p>社 援 保 発 03 30 第 12 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 改正社 援 保 発 0329 第 4 号 平 成 3 1 年 3 月 2 9 日</p>
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市</p>
<p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)</p>
<p>被保護者家計改善支援事業の実施について</p>	<p>被保護者家計改善支援事業の実施について</p>
<p>被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。</p> <p>この度、別添のとおり世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計改善支援事業を実施することとした。</p> <p><u>被保護者家計改善支援事業については、より幅広い自治体での実施を促すため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 21 号)による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 10 第 1 項第 3 号に規定されることとなった。</u></p> <p>については、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の</p>	<p>被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。</p> <p>この度、別添のとおり世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計改善支援事業を実施することとした。</p> <p>については、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の</p>

規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

別添 1

1・2 (略)

3 実施方法

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮法」という。）に基づく家計改善支援事業が実施されている場合、事業の効率的・効果的な運営の観点から、地域の実情に応じて一体的な実施、又は特定被保護者対象事業（「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）の実施に努めること。なお、一体的な実施が難しい場合は、単独での実施も可能である。

(3) 相談支援に従事する者は、4 で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

(4) (略)

4～7 (略)

別添 2

(略)

規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

別添 1

1・2 (略)

3 実施方法

(1) (略)

(2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法__に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施__に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4 で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

(新設)

(3) (略)

4～7 (略)

別添 2

(略)